

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (設計課)	19
告 示	
○一般競争入札の実施..... (税務課)	20
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	21
○生活保護法による介護機関の指定..... (保護課)	23
○生活保護法による指定介護機関等の変更 (廃止) の届出..... (保護課)	23
○土地改良法による国営換地処分..... (農地調整課)	24
○土地改良区の設立の認可申請の適否の決定..... (土地改良指導課)	24
○土地改良区の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	24
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正..... (水産経営課)	24
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	25
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	25
○公共測量の終了の通知..... (建設部総務課)	25
○道路の区域の変更 (2件)..... (道路整備課)	26
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	27
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	27
公 表	
○公印の改刻..... (法制文書課)	27
支 庁 告 示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (3件).....	27
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	28
○特定調達契約に係る入札の公告.....	29
○一般競争入札の実施.....	30

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	31
道監査委員公表	
○監査公表第1号.....	32
道公安委員会告示	
○警備業法の規定に基づく講習の実施.....	35
道警察本部告示	
○一般競争入札に係る資格に関する公示.....	36
○特定調達契約に係る入札の公告.....	37
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	38

公布された規則のあらまし

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第1号)

1 趣旨

国の補助事業の創設及び再編に伴い、道営土地改良事業を追加することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 田園整備事業実施要綱が制定されたことに伴い、田園整備事業を追加することとした (第2条の2第28号関係)。
- (2) 地域用水環境整備事業実施要綱が制定され、水環境整備事業及び農業水利施設魚道整備促進事業が再編されたことに伴い、地域用水環境整備事業を追加することとした (第2条の2第29号関係)。
- (3) 農村振興総合整備事業等実施要綱が制定され、農村活性化住環境整備事業が再編されたことに伴い、農村振興総合整備事業を追加することとした (第2条の2第30号関係)。
- (4) 農業水利施設保全対策事業実施要綱が制定されたことに伴い、農業水利施設保全対策事業を追加することとした (第2条の2第31号関係)。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規

則

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第1号

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の2に次の4号を加える。

28 田圃整備事業（法第2条第2項各号に掲げる土地改良事業に該当するものを除く。）

29 地域用水環境整備事業

30 農村振興総合整備事業（法第2条第2項各号に掲げる土地改良事業に該当するものを除く。）

31 農業水利施設保全対策事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

石油採取器（ポリ製 1,000cc.） 86個ほか32点

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書又は仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年3月20日（木）

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部税務課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 461

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館庁舎3階中央道税事務所1号会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年2月4日 午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部税務課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 461

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年1月20日（月）

(2) 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部税務課

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部税務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 461

(4) この入札の執行は、公開とする。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第19号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年12月2日
(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道SPサポートサービス
(3) 代表者の氏名 増田 實
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北21条西3丁目2番37号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、家庭や学校等で問題を抱える子どもに関する相談、一時受け入れ等の支援を行うと共に、高齢者、障がい者の外出介助・在宅介助などの生活支援を行い、子どもの健全育成と地域福祉に寄与することを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年12月2日
(2) 特定非営利活動法人の名称 STネットサブウェイ
(3) 代表者の氏名 松田 廣一
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南8条西1丁目13番地11
ハイツプラザ81 - 505号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢の方、障がいのある方が、生活の

質を維持しながら地域で安心して暮らせるよう、外出支援を中心としたさまざまな居宅支援を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを目指した活動を展開し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成14年12月2日

北海道野球協議会

見野 全

札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日ビル内

この法人は、子どもから社会人、高齢者や体の不自由な方々が野球をはじめとして、その他のスポーツを通じ健康増進並びに元気回復を図ることを主眼とし、更にスポーツに関する技術指導、その他スポーツ団体への支援などの事業を行うことにより北海道におけるスポーツの普及と振興に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成14年12月3日

みんとヘルプ

三浦 征男

北見市北上356番地の32

この法人は、企業経営者、労働者、その他一般市民に対して、公的資格及び専門的な知識を持っている市民がその能力を一市民として活用し、経営、労働、福祉、環境等様々な市民生活上起こりうる問題の解決を図る事業を行い、市民の社会的自立を促し、もって社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成14年12月9日

北海道水中運動協会

浅野 道弘

札幌市中央区南8条西13丁目3番60号

この法人は、広く道民を対象に元気で活力のある市民による地域社会の活性化を促すため、水中運動の普及・啓発を通じた健康づくりに寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成14年12月10日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 ボランティアサークル手と手
 (3) 代表者の氏名 吉田 貴明
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区伏古13条3丁目17番19号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ方、高齢で介助が必要な方と一緒に、楽しむことを基本方針に様々なボランティア活動や助け合いの気持ちを広める啓蒙活動を行い、福祉の増進及び人権の擁護に寄与することを目的とする。
- 7(1) 申請のあった年月日 平成14年12月11日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 ドリームプラン
 (3) 代表者の氏名 重原 幸司
 (4) 主たる事務所の所在地 旭川市9条通15丁目左1号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、市民及び近郊住民に対してスポーツに関する事業を行い、スポーツ振興またそれを通じ健康増進に寄与することを目的とする。
- 8(1) 申請のあった年月日 平成14年12月13日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 たのしび
 (3) 代表者の氏名 三浦 睦子
 (4) 主たる事務所の所在地 旭川市豊岡5条3丁目1番5号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者やその家族、障害を持っている人等の手助けを必要とする人々に対して、一人一人が人間として自分らしく、豊かに自立した在宅生活ができる介護支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに楽しい日々を過ごせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 9(1) 申請のあった年月日 平成14年12月17日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
 (3) 代表者の氏名 田森 和文
 (4) 主たる事務所の所在地 稚内市緑6丁目16番9号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者の地域生活を支える事によって社会復帰、社会参加を促進し、精神障害者の福祉

の充実に寄与すると共に、地域住民の精神障害者に対する理解を深めることを目的とする。

- 10(1) 申請のあった年月日 平成14年12月18日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 エヌピーオーマゼルなかかぎホーム
 (3) 代表者の氏名 中鍵 宣子
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北18条東3丁目2番34号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者の地域生活を支える事によって社会復帰、社会参加を促進し、精神障害者の福祉の充実に寄与すると共に、地域住民の精神障害者に対する理解を深めることを目的とする。
- 11(1) 申請のあった年月日 平成14年12月18日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道みなとの文化振興機構
 (3) 代表者の氏名 中村 光雄
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北7条西2丁目8番地 北ビル9階
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の生活と産業の場である港の効果的、効率的利用の促進や港を核としたまちづくりに係る広報事業、海洋性レクリエーションや港と暮らしに係る教育文化事業、海浜環境保全に係る事業、国際定期航路等を通じた港の国際交流に係る事業を行うとともに、これらの活動を行う個人及び団体への支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 12(1) 申請のあった年月日 平成14年12月19日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 地域雇用産業フォーラム
 (3) 代表者の氏名 田村 修二
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館
 (5) 定款に記載された目的 本法人は、地域産業の低迷と雇用問題を抱える北海道の各地域で、雇用の創造（産業振興）と起業家等の人材育成事業を進めることにより、社会教育の推進、循環型の一次産業の振興による環境保全、地域の伝統産業の振興によるまちづくり等に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成14年12月19日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道EM普及協会
 (3) 代表者の氏名 原口 伸一
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市厚別区厚別東5条3丁目24
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、有用微生物活用技術を主体に、無農薬有機農法の普及をはじめ、河川や湖沼、海洋の浄化、生ゴミの堆肥化、資源物リサイクルなど、地球レベルの環境問題解決に取り組み、地域社会に寄与することを目的とする。

北海道告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
ヘルパーステーションりんくす	訪問介護	苫小牧市美園町4丁目13番12号	平成14.11.1
ヘルパーステーションさくら	同	苫小牧市汐見町1丁目2番2号	同
青雲の森訪問介護事業所	同	函館市上新川町20番18号大益総合ビル2F	同 14.11.30
ゆとりステーション	同	羅臼町春日町46番地3	同 12.4.10
同	居宅介護支援	同	同
社会福祉法人紋別市社会福祉協議会	訪問介護	紋別市幸町7丁目1-10紋別市総合福祉センター	同 14.4.1
社会福祉法人紋別市社会福祉協議会	訪問入浴	紋別市幸町7丁目1-10紋別市総合福祉センター	同
社会福祉法人紋別市社会福祉協議会	居宅介護支援	紋別市幸町7丁目1-10紋別市総合福祉センター	同
勤医協むろらん訪問看護ステーション	訪問看護	室蘭市輪西町2丁目20-12	同 14.11.1
楯法華クリニック	同	楯法華村字浜町171-9	同 14.3.1
同	訪問リハビリテーション	同	同

同	居宅療養管理指導	同	同
同	短期入所療養介護	同	同 14.8.1
同	介護療養型医療施設	同	同
医療法人社団健和会大村病院デイサービスセンター	通所介護	函館市若松町27番16号	同 14.12.2
デイサービスな菜	同	七飯町字藤城228番地2	同 14.11.11
デイサービスセンター別荘	同	増毛町別荘175番1	同 14.11.24
グループホーム別荘	痴呆対応型共同生活介護	同	同
デイサービスセンター虹	通所介護	美瑛町南町3丁目11番322	同 14.12.5
グループホーム虹	痴呆対応型共同生活介護	同	同
上富良野町立病院	短期入所療養介護	上富良野町大町3丁目2番15号	同 12.4.1
同	介護療養型医療施設	上富良野町大町3丁目2番15号	同
グループホームすずらん	痴呆対応型共同生活介護	帯広市東11条南5丁目1番地26	同 14.11.21
グループホーム「そよかぜ」岩内	痴呆対応型共同生活介護	岩内町字栄2-10	同 14.12.1
有限会社粟生家具店	福祉用具貸与	網走市南5条東3丁目	同 14.12.16
有限会社いがらし	同	清水町本通3丁目12番地	同 14.12.1
株式会社コムスン帯広ケアセンター	居宅介護支援	帯広市西5条南33丁目45	同
社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会西小樽病院	介護療養型医療施設	小樽市長橋3丁目24番1号	同

北海道告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。
 平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
アイリスケアセンター函館	訪問介護	函館市若松町2-5 明治生命函館ビル7階	平成13.1.11 廃止
ヘルパーステーションりんくす	同	苫小牧市日の出町1丁目2番9号	同 14.10.31 同
社会福祉法人紋別市社会福祉協議会	訪問介護 訪問入浴	紋別市幸町1丁目2-51 紋別市民集会所	同 14. 3.31 同
ゆとり介護ステーション	訪問介護 居宅介護 支援	羅臼町麻生町47番地2	同 12. 4. 9 同
訪問入浴サービスあさひ	訪問入浴	函館市旭町4-12	同 14. 3.31 同
訪問入浴介護事業所こうせいえん	同	同 桔梗町435番地28	同
共愛会病院指定通所リハビリテーション事業所	通所リハビリテーション	同 中島町7番21号	同 13.10.31 同
えさし社協デイサービス	通所介護	江差町字円山299番地の63 江差町在宅型総合福祉施設「まるやま」内	同 14.12. 1 変更・名称
	変更前 変更後	えさし社協デイサービス えさし社協デイサービス「まるやま」	
江差町デイサービスセンター	通所介護	江差町字新栄264番地の2 江差町老人福祉センター内	平成14.12. 1 変更・名称
	変更前 変更後	江差町デイサービスセンター えさし社協デイサービス「しんえい」	

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年1月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江差土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成14.12.17	理事	小笠原 淳夫	檜山郡江差町字水堀町343番地

北海道告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年12月24日、小平町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第26号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準（昭和54年北海道告示第3590号）の一部を次のように改正する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

第1経営等改善資金の表に17の項として次の1項を加える。

17 環境保全型ガソリン船外機（4サイクル）設置資金	環境保全型ガソリン船外機（4サイクル）の設置に要する費用	1と同じ。
----------------------------	------------------------------	-------

北海道告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

北海道告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、斜里町以久科地区の換地処分をした。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1号の規定により、しろがね土地改良区の設立の認可の申請を適当と決定した。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 場所 沙流郡平取町字二風谷129の1、130の1
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 保安林予定森林の所在 場所 紋別郡興部町字豊野854の1・897の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、891の1、字沙留591の1、592の1
- (2) 指 定 の 目 的 風害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 場所 帯広市広野町243の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第29号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在 場所 厚岸郡厚岸町大字太田村16の1 (次の図に示す部分に限る。)、16の91
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第30号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 公共測量(3級基準点)
- (2) 作業期間 平成14年9月17日から12月16日まで
- (3) 作業地域 長万部町
- 2(1) 作業種類 公共測量(3級基準点)
- (2) 作業期間 平成14年10月1日から12月16日まで
- (3) 作業地域 大野町

北海道告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局稚内開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

1	道路の種類	道道					
2	路線名	上猿払清浜線					
3	道路の区域		間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間

宗谷郡猿払村狩別国有林宗谷森林管理署1038林班う小班から宗谷郡猿払村狩別国有林宗谷森林管理署1035林班わ小班まで	前	23.00mから 113.00mまで	1.044km	—
	後	19.00mから 128.00mまで	1.044km	—

北海道告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所							
	路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
	栗山北広島線	北広島市大曲407番2地先から 北広島市大曲末広4丁目3番8地先まで		前	25.00mから 44.50mまで	582.15m	—	北海道札幌土木現業所
				後	25.00mから 47.00mまで	582.15m	—	
	美唄月形線	美唄市字茶志内127番43地先から 美唄市186番8地先まで		前	17.83mから 21.80mまで	654.90m	—	同
		美唄市字茶志内127番41地先から 美唄市186番8地先まで		後	22.80mから 25.60mまで	654.90m	—	
	石狩当別停車場線	石狩郡当別町園生53番97地先から 石狩郡当別町園生52番17地先まで		前	10.88mから 10.88mまで	60.00m	—	同
		石狩郡当別町園生53番96地先から 石狩郡当別町園生52番8地先まで		前	25.16mから 39.35mまで	60.00m	—	
		石狩郡当別町園生53番97地先から 石狩郡当別町園生52番17地先まで		後	10.88mから 10.88mまで	78.98m	—	
		石狩郡当別町園生53番96地先から 石狩郡当別町園生52番8地先まで		後	25.16mから 39.35mまで	78.98m	—	
	北進平取線	勇払郡穂別町字穂別135番1地先から勇払郡穂別町字穂別105番14地先（道道穂別鶴川線交点）まで		前	10.00mから 24.50mまで	707.00m	道道穂別鶴川線における10.00mの間	北海道室蘭土木現業所
				後	16.50mから 46.20mまで	714.00m	道道穂別鶴川線における20.00mの間	

静内中札内線 河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は
小班から河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署
373林班は小班まで

前 7.00mから 84.55m
32.81mまで

北海道帯広土木現業所

後 7.00mから 84.55m
68.53mまで

河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署354林班イ
小班から河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署
354林班イ小班まで

前 49.39mから 50.63m
53.66mまで

後 49.39mから 50.63m
64.04mまで

北見白糖線 足寄郡陸別町字ウエンベツ5番4地先から足寄郡陸別町字ウ
エンベツ国有林十勝東部森林管理署陸別事務所23林班る小班
まで

前 15.25mから 435.48m
37.22mまで

同

後 15.25mから 435.48m
42.74mまで

北海道告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 施行者の名称 今金町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 今金都市計画下水道事業今金公共下水道
- 3 事業の施行期間 平成9年9月30日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成9年北海道告示第1568号の事業地のうち瀬棚郡今金町字今金及び字御影地内において事業地を変更する。

北海道告示第34号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

2 売りさばき人の項の株式会社札幌銀行の事項中「同 芦別支店」を削る。

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成15年1月10日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成15年1月10日

北海道知事 堀 達也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道札幌南道税事務所長印	北海道札幌南道税事務所	納税証明用		方25ミリメートル	平成15.1.10

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法
北海道札幌南道税事務所長印	北海道札幌南道税事務所	納税証明用	方25ミリメートル

公 表

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月10日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

- | | | |
|---|--------------------|--|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 岩内郡共和町前田132番3 ほか11筆 |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 岩内郡共和町前田167番地
きょうわ農業協同組合
代表理事組合長 萬崎 一司 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号 | 平成14年4月8日 後建指第14 - 1号 |

北海道空知支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月10日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

- | | | |
|---|--------------------|--|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 栗山町字湯地72番3 |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 栗山町朝日4丁目34番地
栗山自動車整備株式会社
代表取締役 松原 由典 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号 | 平成14年4月17日 空建指第14 - 1号 |

北海道上川支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月10日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 名寄市字曙837番地 ほか5筆 |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 名寄市大通南5丁目1番地
名寄農業協同組合
代表理事組合長 中島 道昭 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号 | 平成14年9月2日 上建設第14 - 6号 |

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年1月10日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 契 約 | 平成15年1月10日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学で使用する電力の需給契約 |
| (2) 資 格 | 札幌医科大学電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。） |
| (3) 物品等の種類 | 電力 |

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者
- (6) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年1月10日から2月13日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課
 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
- 4 資格審査の再申請
 (1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185条）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
 再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
 (2) 有効期間の更新
 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 6 資格の喪失
 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成15年1月10日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 調達をする物品等の名称 札幌医科大学で使用する電力
 (ア) 基本料金 契約電力 1kW当たりの単価
 (イ) 電力量料金 a 昼間電力 1kWh当たりの単価
 b 夜間電力 1kWh当たりの単価

イ 数量

- (ア) 契約電力 5,300kW
 (イ) 年間予定使用電力量 28,308,000kWh a 昼間電力 16,032,000kWh
 b 夜間電力 12,276,000kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
 (4) 納入場所 札幌医科大学

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第1号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課
 電話番号 011-611-2111 内線 2252

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階管財課入札室（郵送による場合は、郵便番号 060-8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課）
 (2) 入札日時 平成15年2月25日 午前10時（郵送による場合は、平成15年2月24日までに必着）
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課
 電話番号 011-611-2111 内線 2252
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で

ある入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2252

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Nature : Electricity to be used in Sapporo Medical University

(a) A basic charge per kW

(b) A unit price per kWh

b . Quantity :

(a) Electricity contract : 5,300 kW

(b) The estimated electricity for the year : 28,308,000 kWh

(Day-time electricity supply : 16,032,000 kWh, Night-time electricity supply : 12,276,000 kWh)

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., February 25, 2003

C . Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University,
Nishi17-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan

Phone : 011-611-2111 Ext. 2252

札幌医科大学告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年1月10日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

札幌医科大学備品管理システム第4次開発委託業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約の日から平成15年3月28日（金）まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する「情報システムの開発」の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、当該システムに関する迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入札日時 平成15年1月21日（火）午前9時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成15年1月20日（月）

(2) 提出場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道釧路土木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年1月10日

北海道釧路土木現業所長 宮川 英二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

車載標識装置 3基

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成15年3月7日

(4) 納入場所 北海道釧路土木現業所弟子屈出張所管内指定場所 1基
北海道釧路土木現業所中標津出張所管内指定場所 1基
北海道釧路土木現業所厚岸出張所管内指定場所 1基

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所3階会議室

(2) 入札日時 平成15年1月21日 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取り扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は入札説明書による。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成12年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により、知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年1月10日

北海道監査委員 岡 本 修
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告

平成12年度の包括外部監査結果「道有林野事業特別会計及びこれに関連する財務」については、平成13年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年5月15日付け北海道公報号外第21号で公表した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

道有林野事業特別会計及びこれに関連する財務

改 善 を 要 す る 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 監査の総括</p> <p>現行の道有林野に係る事業費は、特別会計と一般会計のそれぞれに計上されているので、歳入歳出の全体が不明確であるほか、森林の機能区分ごとの費用対効果及び道有林管理センター別等の収支が把握されていない。</p> <p>今後は、これらが明確になるような計算システムを構築し「費用対効果」を数値化して、事前・事後の評価ができるように管理することが望まれる。</p> <p>また、次の道有林基本計画の策定に当たっては、より効率的な事務執行や組織体制の確立により、これまで以上に経費節減に努めるとともに、道有林の基本的な役割及び経費の負担の在り方、道有林に係る全体の歳入歳出、森林の機能区分ごとの整備目標や費用対効果などを明らかにして、専門家を含めて広く道民の意見を取り入れて検討されることを期待する。</p>	<p>道有林野事業会計方式については、道有林基本計画の始期である平成14年度に「公益性を全面的に重視する森林の取扱い」等を基本とする考えの下に特別会計を廃止し、一般会計へ移行したことに伴い、道有林に係る歳入歳出予算は、道有林の整備、管理に関するものと他部課で所掌するものとを整理して計上しました。</p> <p>なお、「費用対効果」の数値化などについては、今後、庁内関係部課との連携や国の動向なども踏まえつつ、研究に取り組んでまいりたいと考えており、当面、森林の状態に応じた、濁水発生抑制効果など、道立林業試験場が行う、河川水質（濁度）調査に協力し、情報収集を行うこととしております。</p> <p>また、道有林基本計画については、事前に道民意見を直接聴取したほか、</p>

	<p>森林審議会から「適当」との意見をいただき、平成14年度から10年間の計画として平成14年3月に策定しました。</p>		
<p>2 販売事業について</p> <p>(1) 販売予定価格の算定について</p> <p>開差率が上昇しているのは、近年、道内において国有林や道有林から販売される立木の絶対量が減少し競争を激化させていることが要因の一つと考えられる。</p> <p>現行の価格評定は伐採・造材等の平均的な工程を用いて作成されているため、業者の造材技術力、販売ルートの有無や年間の事業執行計画等の様々な要因により、業者間で入札時の評価に大きな差が生じる場合が考えられる。</p> <p>しかし、開差率が特に大きな事例があることを鑑みると、一方では、評定に当たったの調査技術や評定方法の検証も必要ではないかと考える。特に、現行の「立木価格評定要領」は、従来のチェーンソーやトラクタによる伐出作業を前提として事業費を積算しているが、近年の高性能林業機械の導入による造材形態への移行を考慮に入れると、今後は、造材形態や市場の動向等の現状分析を的確に行い、実態に合った積算基準について検討する必要があると考えられる。</p>	<p>高性能林業機械等の導入による作業システムを評定要領の中で取り扱えるよう、高性能林業機械の導入状況並びにプロセッサを主体とする作業システムの工期調査等を行っているほか、調査技術研修会等の参加者意見や市場動向等の分析を行い、平成16年度を目途に積算基準を改正することとしております。</p>	<p>いないのが実態である。したがって、林産協同組合への随意契約による販売は、その必要性について不断に検討された結果ではないものと考えられる。</p> <p>以上の状況及び道有林野事業の経営状況を勘案すると、随意契約による林産協同組合に対する販売については、その必要性や在り方について検討すべきではないかと考えられる。</p>	<p>事業体が作成する森林施業共同事業推進計画に基づく共同事業の推進に必要な立木について随意契約として販売することとしました。</p>
<p>(2) 林産協同組合に対する販売について</p> <p>林産協同組合に対しては、その育成強化を図る必要があるとの理由から、販売予定量を作成のうえ、随意契約により計画的に販売を行っている。</p> <p>林産協同組合及びその構成員については、その活動状況、道有林野材等への依存度等は把握されているものの、決算書等は入手されておらず、経営状況の把握が行われて</p>	<p>林産協同組合への販売については、平成13年10月に道有林の森林施業の担い手を確保することを目的とした「道有林の森林施業における共同事業の推進に関する基本方針」を定め、林業事業体の再編集約（道有林管理区ごとに1事業体）による中核事業体の形成と共同事業化の推進を図ったことにより、平成14年度から中核</p>	<p>(3) 製品販売について</p> <p>一部の製品販売において、立木販売にした方が収益が高いと認められる事例もあり、経済性を十分留意しないままに、造材部門を持たない製材業者や小規模な需要者等に製品販売により材を供給している。</p> <p>最適な条件で木材販売し、道有林の効率的な経営を図るためには、販売の対象となる立木が立木として販売するか付加価値を高めて製品販売するかについて比較検討して判断すべきではないかと考えられる。</p> <p>造材部門を持たない製材業者や小規模需要者等に対しては、別の観点から検討が望まれる。</p>	<p>製品販売につきましては、事業箇所の分散化による事業の非効率化や経済性などの観点から、平成14年度から中止しました。</p> <p>また、小規模事業者等に対しては、今後、資材の入手先などの情報の提供に努めてまいります。</p>
		<p>3 団地育林の工事請負費について</p> <p>経営区によって分割している団地の数は異なっており、各団地とも予定金額のほぼ100%に近い金額で契約されている状況にある。</p> <p>直接費は育林事業標準工程表に基づいて積算されるが、諸経費は直接費に所定の率を乗じて、間接事業費は直接事業費に所定の率を乗じて算出される。</p> <p>直接費が2,400万円のものを一括して発注した場合と、3団地に分割して発注した場合を比較すると、約4%の事業費の削減が可能となる。</p> <p>このように育林事業費の削減を図る観点から、また、造林業者及び林業労働者の動向を</p>	<p>団地育林については、請負事業体の集約化を平成13年度に終了し、平成14年度から管理区ごとに団地を集約して育林事業を実施することとしました。</p>

<p>勘案すると、今後、団地及び請負事業体の集約化を進める必要があるのではないかと考えられる。</p>		<p>たに加えられたことから、これを活用して一部を借換えし、償還を先送りすることによって当面の償還予定額が減少しているが、公有林整備事業債の発行については、公益的機能の発揮との関連性を踏まえながらも、より慎重な検討が望まれる。</p>	
<p>4 利活用事業について 道有林管理センターの近隣にある道の一般会計機関が管理する森林利用施設を設置し、その施設内において道有林の利活用事業で実施される催事と同様の催事を実施している事業もある。 各道有林管理センターで利活用事業を推進するに当たっては、全道的な企画立案は道有林管理室で行い、それぞれのセンターの立地状況に応じ、支庁等との協議連携や役割分担を図るなど、より効率的な実施に努めるべきものと考えられる。</p>	<p>利活用事業については、多様な森づくりを進めるため、平成14年度からこれまでの組織を再編し、本庁に「森林環境室」を、全道17箇所に「森づくりセンター」を設置し、これまでに培った知識や技術を共有しながら、地域に応じた事業を進めることとしております。 また、支庁との連携強化を図るため、各支庁に「林務行政推進連絡調整会議」を置き、森林の持つ機能に応じた多様な森づくりと森づくりへの道民の理解と参加を円滑に進めるよう努めています。</p>	<p>6 一般会計繰入金について 道有林に係る事業のうち、林務行政及び治山事業等の業務は一般会計、道有林の経営等に係るものは特別会計と判断されるが、道民の立場からは、一般会計の負担の合理的な考え方や道有林に係る財務の全体像について、適正な情報開示と説明が期待される。</p>	<p>平成14年度から会計方式を一般会計へ移行したことにより、道有林に係る予算はすべて一般会計で編成されており、従前の「一般会計繰入金」も発生しないこととなります。 平成14年度当初予算において、 ・製品生産事業の廃止、 ・組織体制を改正し、人員を削減して人件費の抑制など、事務事業の効率化を図ると共に、 ・道有林の森林整備・管理に係る経費以外については所掌課への移管など予算の明確化を図りました。 また、道有林の全体像については、道民に対しわかりやすい表現で、平成15年度に情報公開することを検討してまいります。</p>
<p>5 道有林野事業債について (1) 公有林整備事業債について ① 起債の償還について 公有林整備事業債は元金償還を超える発行が続いているため、未償還の残高が累増している。 この起債については、公営企業会計では、独立採算性の基本原則により木材販売収入等の事業収入で償還することが原則であり、公債費の償還財源が不足する部分は他会計借入金で補填されていたが、平成9年度から特別会計に移行してからは、一般会計とは区分して経理されていても実質的には一般会計からの負担をあわせて償還の財源に充てており、財政の厳しい状況下にある北海道に与える影響は少なくない。平成12年度には、長伐期施業への転換に応じて償還期限を延伸する施業転換資金制度の対象に公有林が新</p>	<p>過去に発行した公有林整備事業債については、施業転換資金制度の対象となるもののうち、要件を満たすものの借換を行いました。 なお、平成14年度から会計方式を一般会計に移行したことにより、事業に係る起債は「道債」として整理することとなるため、従前の「道有林野事業債」の発生はなくなり、今後は、全庁的な枠組みの中で総合的に検討することになります。</p>	<p>7 財団法人北海道森林整備公社について (1) 収益事業と税務上の取扱いについて 財団法人北海道森林整備公社（以下「公社」という。）は、民法第34条の規定に基づいて設立された公益法人であり、行政指導上は、その事業は、寄付行為に定められている公益を目的とする本来の事業（公益事業）と公益事業を補助するために附随的に収益を目的とする事業（収益事業）とに区分される。一方、法人税法上の収益事業は、行政指導上の公益事業と収益事業を問わず、課税の公平性を維持する見地から課税する事業として定めたもので、33の事業</p>	<p>道民の森管理受託事業については、法人税法基本通達15 - 1 - 28の適用が可能かどうか関係税務署と協議した結果、現状のとおり収益事業と判断されました。</p>

<p>を特定していることから、公益法人が行う本来の事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合がある。</p> <p>道民の森管理受託事業は、平成2年9月にオープンした「道民の森」の管理運営及びその施設利用に伴う使用料の徴収事務について、道から管理委託を受けた事業である。精算の結果、余剰が生じた場合は返還する約定となっているため、損益はゼロであることから、法人税法基本通達15-1-28の適用が可能かどうか検討すべきと考える。</p>		<p>測量業務のコストを区分して把握していないので、それぞれの業務に必要なと考えられる間接費の額を算出することは困難であると考えられるが、委託業務の直営化に伴い収支構造も変化していることから、支出状況を踏まえた間接費の積算について検討すべきではないかと考えられる。</p>	<p>受託した場合においても、同様の積算となります。</p> <p>公社では平成14年度から森林管理等受託事業の区分経理を検討し、今後は業務別にコストを把握することとしました。</p>
<p>(2) 分収育林事業について</p> <p>平成11年度の管理費用をもとに分収年次までに発生する見込額が今後分収森林勘定に加算されるものとして、分収までに公社が負担するであろう金額を試算すると、公社の負担額は17,604千円となり全60箇所のうち56箇所は負担額が発生することになる。木材の市況は、当初募集開始（現在のスキームを考案した時点）に比較して低下しているとも考えられることから更に公社の負担額は膨らむものと推定される。</p> <p>当初の見込みどおりの販売額を確保できた場合でも、ほとんどの案件が持分額に満たない回収額となり、現状では公社の負担となる見込みと考えられる。</p>	<p>分収育林事業の管理費用については、森林を適正に維持管理する上で必要な経費と考えておりますが、今後、公社の負担増とならないよう努めてまいります。</p>	<p>(4) 公益法人会計基準から見た改善事項</p> <p>① 預金について</p> <p>貸借対照表と財産目録の表示上、固定資産が「有形固定資産」と「その他の固定資産」に区分されているが、「基本財産」と「その他の固定資産」に区分して、基本財産である預金については基本財産の部に、特定の目的を有している特定預金については、その目的を示す適切な科目でその他の固定資産の部に表示する必要がある。</p>	<p>貸借対照表及び財産目録における預金の分類方法については、公益法人会計基準に基づき、平成13年度決算から基本財産とその他の固定資産に区分し処理しました。</p>
<p>(3) 森林管理等受託事業について</p> <p>① 委託料の積算基準について</p> <p>治山・林道事業と森林管理業務では、業務目的が異なるため、積算基準をそのまま引用することは実際の業務実施とは違いが生じる場合もあることから、適正な委託料を積算するため、業務の実態に応じた積算要領の検討も必要と考えられる。</p> <p>現状では、公社は森林管理業務と調査</p>	<p>道有林が発注している森林管理業務と調査測量業務の積算根拠は、各事業共通の「森林土木事業標準歩掛表」に基づき積算しており、このうち森林管理業務は、その業務形態が専門的な知識を要することから歩掛表の「コンサル的業務」で積算し、また、調査測量業務は、一般的な調査であることから、一般調査費で積算しております。なお、他の業者が</p>	<p>② 計算書類の注記について</p> <p>計算書類の注記が記載されていない。次の事項については注記の必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 重要な会計方針（資産の評価方法、引当金の計上基準、資金の範囲等） • 次期繰越収支差額の内容 	<p>計算書類の注記事項については、公益法人会計基準に基づき、平成13年度決算から記載しました。</p>
		<p>③ 資金の範囲について</p> <p>資金の範囲を、流動資産（基本財産と特定預金を除外）と流動負債（分収金預り金を除外）とすると、差異が生じていたので、原因調査のうえ適正処理する必要がある。</p> <p>なお、分収金預り金については、その科目の性質上、固定負債として表示してはどうか検討されたい。</p>	<p>資金の範囲に係る差違については、平成13年度決算時に処理しました。また、分収金預り金については、平成13年度決算から固定負債に区分し処理しました。</p>

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成15年2月における講習を次のとおり実施する。

平成15年1月10日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1 実施期日、場所等**(1) 実施期日、場所、定員等**

ア 講習の種別 警備員指導教育責任者講習
 イ 講習の実施期間 平成15年2月17日（月）から21日（金）までの5日間
 ウ 実施の場所 札幌市北区北7条西1丁目2番地6
 N S S ニューステージ札幌

エ 定員 90人
 オ 受講申込み受付期間 平成15年1月20日（月）から24日（金）まで

(2) 講習時間

午前8時30分から午後6時までとする。
 講習の最終日に講習修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

3 講習の対象

本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

4 受講申込み要領

- (1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）及び受講資格に該当することを証明する書面各2通を提出すること。
- (2) 受講申込み人員が受講定員（90人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

5 受講受付の日時及び場所 受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

6 受講手数料等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。

7 携行品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。

8 講習業務の委託 本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

道警察本部告示**北海道警察本部告示第3号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年1月10日

北海道警察本部長 上原美都男

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成15年1月10日に一般競争入札の公告を行う北海道警察本部庁舎で使用する電力の需給契約
- (2) 資格 北海道警察本部庁舎で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業の届出を行っている者
- (6) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能な者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年1月10日から2月10日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
- イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道警察本部告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年1月10日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 北海道警察本部庁舎で使用する電力

- (ア) 基本料金 契約電力1kW当たりの単価
- (イ) 電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価

イ 数量

- (ア) 契約電力 2,200kW
- (イ) 年間予定使用電力量 11,024,384kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道札幌市中央区北2条7丁目 北海道警察本部庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察本部告示第3号に規定する入札参加の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課

電話番号 011-251-0110 内線 2282

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成15年2月25日 午前10時（郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、平成15年2月24日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課
電話番号 011-251-0110 内線 2282

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財

務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約書作成の要否
要

9 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2282

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . The nature and amount of products to be procured :

a . Electricity to be used in Hokkaido Prefectural Police Headquarters Building

(a) Minimum charge per kW (yen)

(b) Charge per kWh (yen)

b . Amount

(a) Maximum electric power 2,200 kW

(b) Estimated yearly electricity consumption 11,024,384 kWh

B . Bid submission time and date : 10:00 A. M., February 25, 2003

C . For further information, please contact : Property Management Section, Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters

Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2282

北海道警察本部告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年1月10日

北海道警察本部長 上原美都男

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

ア 特定役務の名称

除雪グレーダによる作業 1時間当たりの単価

トラクターショベル(バケット容量1.5m³~1.7m³)による作業

1時間当たりの単価

トラクターショベル(バケット容量1.8m³以上)による作業

1時間当たりの単価

ロータリ除雪車による作業

1時間当たりの単価

ダンプトラックによる作業

1時間当たりの単価

道路作業車による作業

1時間当たりの単価

普通作業員による作業

1時間当たりの単価

イ 数量(予定数量)

除雪グレーダによる作業 353時間

トラクターショベル(バケット容量1.5m³~1.7m³)による作業 514時間

トラクターショベル(バケット容量1.8m³以上)による作業 1,027時間

ロータリ除雪車による作業 371時間

ダンプトラックによる作業 578時間

道路作業車による作業 291時間

普通作業員による作業 1,944時間

2 落札を決定した日

平成14年11月20日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 開発産業株式会社

(2) 住 所 札幌市西区発寒15条14丁目3番52号

4 落札金額

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託

12,285,000円

- (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託
- | | | |
|---|--------|--------|
| 除雪グレーダによる作業 | 1時間当たり | 3,420円 |
| トラクターショベル（バケット容量1.5m ³ ～1.7m ³ ）による作業 | 1時間当たり | 3,400円 |
| トラクターショベル（バケット容量1.8m ³ 以上）による作業 | 1時間当たり | 1,180円 |
| ロータリ除雪車による作業 | 1時間当たり | 4,850円 |
| ダンプトラックによる作業 | 1時間当たり | 3,110円 |
| 道路作業車による作業 | 1時間当たり | 2,680円 |
| 普通作業員による作業 | 1時間当たり | 2,000円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道警察本部告示第175号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

平成14年12月27日 第1429号

北海道告示第2040号（知事権限に係る保安林の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
174	右	24行目
誤	勇別町	
正	湧別町	

